

第六所 見

本治安正工作の特色及成功の原因と認むべきもの左の如し

一治安正工作実施の爲の機構の編成に特別の考慮を払ひ軍官民協力

一致体制を整備せしこと

二討伐司令部に特別の編成を採用せしこと

討伐司令部に憲兵部（滿洲國憲兵を含む）警察暴行部、行政連絡

部、協和会連絡部、特別工作部、高等警察庁連絡員、鐵道警備隊

連絡員等を置き日本軍滿洲軍警備隊等編成整備能力を具にせる部隊

の統一に遺憾なきを期すると共に行政機關協和会等との協同連絡を

容易ならしめたり

三治安連絡委員会を設置せること

特に東南省臨時治安連絡委員会を設け中央政府の關係官庁及特種

会社の責任者を加へおきたる為委員長たる討伐司令官の意図及各

省の要求に基き中央政府として予算其他に關し悉く準備を

迅速確實に実行し且上下左右の連絡協同に多大の便宜を得州も各

者何れも競争的に治安肅正に努力を集中せり

三 治標（討伐）治本、思想の三工作を統一せる方針に基き適切な積極的
に推進せること

従来の如き武力一本論の方式は民衆に根柢を有する共産黨、抗日陣
等に対しては暫期的成果を期待し得ざるを以て治標工作に即応し治
本思想工作を併行推進し所期の目的を達成せり即ち武器を持たず抵抗
するもの、討伐は武力に依り容易に実施し得るも思想的に之を支援
するもの、討伐は治本思想工作の積極的展開なくしては絶対に成
し得るものにあらず

四 長期に亘り積極果敢執拗に連続不断的討伐を実施せしこと

従来の討伐は秋季討伐又は春季討伐等と稱し二三月作戦行動を完
結するのみなりしを以て治安の根本的肅正は実施し得ず軍の討伐作
戦を停止するや再び敵軍活動を開始するを常とせり然るに本期討伐
は一年有半の水きに亘り積極果敢執拗不断に作戦行動を継続し且つ
之に即応する治本思想工作を展開し治安の根本的肅正を達成せり

三省の治安肅正を一司令官に担任せしめたること

専ら警備の對仗は防備の關係上其の各々の區域内を警備するに止り
たる為區域は省境県境或は對仗壓力の少ない方面に逃避する為不徹
底の處ありしを以て軍は此の調整を解き綱を大にし三省全勝に彼せ
ぬも一對仗司令官の一元的統制指揮の下に肅正を實施せり

為對仗司令官の指揮統制良好にして各隊の人選配合適切なりしこと

滿洲國軍國境より滿洲に連続勤務し滿軍警の指導治安工作に特別の
經驗を有する北部中佐を増加參謀として對仗司令部に配屬し對仗主
任參謀兼特別工作部長とし各隊を統制せしめたり

行政連絡部宗參事官、警察幕僚部田中警備科長、協和会連絡部長、
駐方檢察官等何れも滿洲國官吏中録々たる人物にして頗る治安肅正
工作に特別の經驗を有する者にして且つ北部中佐とは旧知の關係に
て相互の關係極めて良好にして悠々和樂の中に司令官の意圖の如く
活動し關係機關の連絡協同理想的なるを得たり

司令官の統率適切にして右種多の幕僚の良く統制指揮し彼等の能力

を完全に見極めしめたり

交通通信保網を整備せしこと

関東通化吉林各省境附近並に白嶺山周邊地区の交通成は之に類する小道の存するのみにして自動車を通ずる道路貫通しおらざりしを以て討伐開始せらるゝや既に此の地帯に逃避潜伏するを常とせしを以て本期討伐に於ては道路の建設及び兩側清帯伐採の爲（密林地帯に於ては道路兩側二三百米を清帯す）千七百万円の巨費を投じ多数の民衆を動員し自動車道を完成し討伐隊の活動を容易にし且つ匪の潜伏隠匿地帯を削減し同時に交通通信保網を増設し相互の連絡協同を容易ならしめたり

々民心を把握し民衆動員に成功せしこと

軍行政機關協和会一體となり民心獲得の爲実施せし治本思想工作適切にして協和会組織の活用により民衆動員に成功し集團協力の建設宣傳道路電話線の架設、機具自衛団輸送車公廠の建設等に民衆を動員し治標治本の精工作を容易ならしめたり

民心把握の爲実施せし施策中特に有効と認められしもの左の如し

1 協和会組織の活動と思想工作

2 集団部憲法集費の援助

3 難民救済

4 春耕の指導援助特に收穫時に於ける軍警察の対価授受並に作業授

助

5 施策の実施

6 民衆の意志を尊重裁判に反影せしめたること

ハ特別工作の実施

特別工作部長北田中佐第一工作隊長（長島憲兵官長は対照工作に特別の手腕を有せしを以て将校を隊長とせず同人を特に起用し自由に手腕を發揮せしむ）第二工作隊長（田中警備隊長は滿洲國建國当初よりの日系警察官にして帰順工作に特別の手腕を有す）等の指導適切にして帰順工作、情報蒐集、敵誑宣傳、対照隊時等により匪団の團結を破壊し其の崩壊を促進せり

九、逮捕者を殺害せし者を懲用し我戦力として活用せしこと

從來關東軍に於ては數年に亘り共產黨の掃蕩は之を認めず能く武力に依り之を討伐する方針を採用せしことあるも却て益々彼等の反抗心と自棄的精神を昂揚せるのみにして此の方針は不可なることを経験せり

本討伐に於ては敵愾の思慮の如何従前に於ける犯罪の如何の如きは不問に附し却て彼等を懲用し我に協力する如く指導し之を我戦力の一部として活動せしめ治安肅正工作に多大の貢獻をなせり

斯も掃蕩投降逮捕せるもの、従前の罪を問ひ之を感服し彼等民族の反感を助成し或は之を追放し彼等の生活を脅威し彼等を徹命的に殺害せしめ爾も共產黨の工作の爲の温床たらしむるが如きは政治的に之を見るときは掃蕩中の弊策と云ふを得べし

特に勝利者が彼等の反抗を一方的に罪惡視するは不可にして彼等側より之を見るときは民族の光榮ある英雄なること屢々なり
以て反撃せし行爲も命令に依り止むを得ざりし場合あり彼等側より見るときは

民族若くは國家に對する優面目なる専任者なることあり故に勝利者が彼等を追放するは不利にして却て彼等を利用することに留意すること必要なり

滿洲國建國に方り旧東北政權の有力者を起用し又滿洲國軍の主力は旧東北軍にして逐次之を指揮強化するの方針を採用しこれを成果を挙げたることは顯著なる事實なり

即ち彼等を排擠追放せんか彼等の多くは日本に抗し滿洲國の治安回復は更に長期を要し而も何となく明朗化せざりしならん然るに遂に之を使用し滿洲國の爲協力貢獻せしめたるは眞民族指導上重要な層級と云ふべし

二 眞民族指導上層に留意すべき事項

1. 眞民族の意見希望を徴し之を政治に反映すること

協和會機構は此の目的の爲組織せられたるものにして本討伐間に

於ても民衆指導上多大の貢獻をなせることは前述せるが如し

但本組織の運用を批評せば尙一層滿鮮人をして自発的に活動せし

かる為合戦場中の日本人を減少し眞に彼等と行を共にし得る少
敷有能なるものに限定する可とせしならん

2 異民族指揮に方りては阿蒙迎合するものを選び寧ろ我に背背を呈
する眞面目なる人物を相手とすること

勝利者は已に阿蒙迎合する者を近け之に反するものを遠ざけんと
する弊に陥り易きを以て常に反省を要す

寧ろ勝利者の施策等に関し眞面目なる書背を喜んで馳せ自己反省
の書背とするを要す勝利者は不知不識の間接者に陥り異民族の反
感を買ひ失敗すること屢々なればなり

3 敗戦民族に対しては常に優越感を去り礼儀をつくし誠心を基とし
之に接すること

勝利者が敗者に優越感を以て接し彼等を劣等視することは敗者の
復讐感念を刺激し勝利者に協同せしむること難し寧ろ敗者に対し
ては優越感を去り彼等の人格を尊重し礼儀をつくして接するとき
は却て敗者をして勝利者を尊敬せしめ必然的に復讐感念を去り進

んで我に協力せしむることを得

特に面子を重んずる漢民族に対し頰を毆打するは彼等の最も不快とする處なるを以て如何なることあるも頰を打つことは陸榮廷を要す異民族に対しては常に礼儀をつくし誠を以て接することは彼等の信頼を受くる爲の絶対的要素なることを肝銘すべきなり一時約に彼等を同視せしむる爲の謀略的迎合主義又は虚偽は水鏡せず終には馬脚を現し彼等の信頼を失墜するものなるを以て誠心を以て彼等に接し是々非々主義を以て臨むときは一時的に彼等の不測を招来することあるも終には我意を了解し我を心より信頼するに至るものなり

三、討伐と清順工作の關係

清順工作中的の困難に対し一時討伐を手控ゆるは絶対不可なり寧ろ討伐部隊は清順工作に積極することなく勢力を加へ敵匪をして清順の止むを得ざるに至らしむるを要す

斯ら東洋に於ける綱骨は清順工作遂にして勢子は討伐部隊の關係に

あり勢子（討伐部隊）の一時的停止は東（掃蕩交渉部隊）を害に失
する結果となること多し

一 共産黨、抗日陣等民衆組織を有するものに対しては我も亦民衆組織
を以て対抗するを要す

本朝黨正工作に於ては共匪抗日陣の民衆組織に対し我は協和会組織
を以て敵ひ彼等の宣傳謀略其の他の諸工作を撃破せり若し協和会組
織なくして單に武力及び觀念的宣傳のみにより爾正を実施するも爾
正の劃期的成果は発露し得ざりしならん組織に対しては組織を以て
対抗するを要するは古今不滅の大原則と云ふを得べし